

JR 学研都市線沿線まちづくり協議会設置規約

(設置)

第1条 大阪のまちづくりグランドデザインに掲げるマルチハブ&ネットワーク型都市構造の形成に向けて、多様な主体の参画による持続的なまちづくりを実現するため、JR 学研都市線沿線まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、JR 学研都市線沿線まちづくりの方針のとりまとめ及び各種施策・事業の実施に関することとする。

(組織)

第3条 協議会は、会員をもって組織する。

2 会員は、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課長の職にある者並びに次に掲げる団体及び部局が指定する職員とする。

(1) 枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、大東市及び東大阪市

(2) 大阪府商工労働部、都市整備部及び大阪都市計画局

(3) 西日本旅客鉄道株式会社

3 協議会に会長を置き、会長は大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年8月21日から施行する。